登録番号

熊本市長 (宛)

熊本市

#### 〔登録事業者〕

住所又は主たる事務所の所在地 商号、名称又は氏名



### サービス付き高齢者向け住宅 定期報告書

号

平成■■ 年4月1日時点の登録住宅の状況について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の 規定に基づき、以下のとおり報告します。

住宅の名称

争耒石名		住宅の所任地	熊本巾			A J E	▲街 ▲号				
報告者名		入居開始日	7	☑成 ●	● 年	••	月	日 ~			
報告者	TEL: •••-•••	FAX: •••-•••									
連絡先	メールアドレス: □□□□@□□□□										
項目	点検事項		はい	いいえ		၍」となる: 事由及び改	場合(※)の 対善方法	根拠条文			
	(1) 登録住戸を他の用途に利用していない。		0					法1条			
	(2) 登録後、登録事項や添付書類について、以下の①~⑨に <u>変更がた</u> ※⑩に該当する場合は、改修等の内容について、簡単に記載して	<u>、」へ</u> 回答	してくださ	とい。							
	①住宅の名称、所在地に変更はない。	0									
	②サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者に変更はない。	0									
	③サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所に変更はた	0									
	④サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備	#に変更はない。	0								
	⑤サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入り 更はない。		0								
	⑥サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活す 入居者から受領する金銭に変更はない。	を援サービス及び	0					法6条			
	⑦サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法に変更はない。		0								
	⑧サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支持 に変更はない。	<b>妥事業を行う施設</b>	0								
<del>登</del> 録	⑨高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力に変更はな	ない。	0								
録 の 基 準	⑩前年度、サービス付き高齢者向け住宅において改修等をしてい	ない。		0		合、改修等の「 被災した箇所	内容) 所の改修工事を	行っ			
华	(3) (2)について変更があった場合、変更後30日以内に市長へ変更届 ⇒(2)が全て「はい」の場合は(4)へ	出を行った。	0					法9条			
	(4) 入居者の資格、入居状況等は以下のとおりで相違はない。		0					法7条			
	・①単身高齢者または②高齢者+同居者 「同居者」:配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者。 「高齢者」:要介護認定若しくは要介護認定若しくは要支援認定を受けている者を含む。										
	・入居状況 → 別紙の入居状況報告書へ										
	(5) 安否確認・状況把握サービスについて、①~②に回答してください	0						•			
	<ul><li>①日中(概ね9~17時)常駐し、少なくとも1名以上サービスを行う配置している。</li><li>⇒日中常駐人員( 名)</li></ul>	専門職員を	0								
	【参考:専門職員】 ・社会福祉法人の職員 ・介護サービス事業所(居宅サービス、地域密着型サービス、居・有資格者(医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉」					者研修、実	務者研修)	法7条 第1項 5号			
	②夜間は、緊急通報装置での把握又は職員が常駐している。  ⇒ <u>夜間常駐人数( 名)</u>		0								

※不適となる場合: (1), (4), (5) で「いいえ」に〇があるもの。(2) で「いいえ」に〇が1つ以上あり、かつ(3) が「いいえ」のもの。

項目		点検事項	はい	いいえ	「不適」となる場合(※)の 事由及び改善方法	根拠条文
	(6)	利用者との契約等について、①~⑤に回答して下さい。				法7条 第1項6号
		①書面による契約である。	0			1
		②居住部分が明示された契約である。	0			П
登録 の 基準		③敷金、家賃及び家賃等の前払金を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない 契約である。	O			/\
		④入院・入居者の心身の状況の変化により居住部分を変更し、又は契約を解約することができないものである。	0			^
_		⑤前払い金を受領する。 ⇒ 「いいえ」の場合は(7)へ		0		
		・前払金の算定基礎及び返還金の算定方法が明示されている。				
		・入居後、一定期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者が死亡により終了した場合において、省令で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払い金を返還することとなる契約になっている。				一
	(7)	契約締結するまでに、①~⑤の事項を記載した書面(重要事項説明を含む)を交付し ※①~⑤について、説明を行っている場合は「はい」を選択してください。	- - - 、説明る	・ を行ってし	いる。	法17条
却		①入居契約が賃貸借契約でない場合にあたっては、その旨	0			
契 約 締 結		②入居契約の内容に関する事項	0			
結の		③[特定施設の場合]その介護サービス情報	0			
説明		④前払い金を受領する。 ⇒ 「いいえ」の場合は(8)へ		0		
99		・家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間				
		・前項期間中において、契約が解除され、入居者の死亡により終了した場合に おける家賃等の前払金の返還額の推移				
誇大 広告の 禁止	(8)	誇大な広告を行っていない。 ⇒ 広告媒体(チラシ、パンフレット等)を別途添付すること	0			法15条
	(9)	①~⑦に掲げる帳簿を作成し、2年間(事業開始日から2年未満の場合は、その期間 ※①~⑦について、保存している場合は「はい」を選択してください。		ている。		法19条
		①登録住宅の修繕及び改修の実施状況	0			
<b>州</b> 匡		②入居者からの金銭の受領記録	0			
帳 簿 の		③入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容	0			
の備 え 付 け 等		④緊急やむを得ず身体拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由	0			
		⑤入居者に提供した高齢者生活支援サービスに係る入居者及びその家族からの 苦情の内容	0			
		⑥高齢者生活支援サービスの提供により入居者に事故が発生した場合、その状況 及び処置の内容	0			
		⑦サービス提供が委託の場合、当該事業所の商号、名称又は氏名及び住所並び に委託にかかる契約事項並びに業務の実施状況	0			

※不適となる場合: (6) ①~④、(7) ①~③、(8)、(9) で「いいえ」に〇があるもの。

# サービス付き高齢者向け住宅 入居状況報告書

住宅の名称					•••••			
入居戸数/登録戸数	•••	戸	/	●●● 戸	内(単身	戸、夫婦	<b>A</b>	戸)

#### 〇入居者について

		4.1	<b></b>		A+	A -+		- T A -# -	^ -#	
١,		自立	要支援	1 要支援2	要介護1	要介護	2 要介護	3 要介護4	要介護5	合計
入居者	~59歳									0
者	60~64歳					<b>A</b>				0
世	65~69歳			<b>A</b>			<b>A</b>			0
世帯主	70~79歳									0
$\smile$	80~89歳					<b>A</b>				0
内訳	90~99歳				<b>A</b>					0
	100歳~									0
	1. 配偶者									0
同居者	2. 60歳以上の親族									0
者内	3.60歳未満の親族									0
訳	4. 特別な理由により知事が同居を認める者									0
	男女別入居者数	男性	00	人	女性	00	人	合計	0	人
	入居期間	6ヶ月未	満	6ヶ月以上 1年未満	1年以 <sub>-</sub> 3年未		3年以上 5年未満	5年以 10年未		₹以上
	八位郑旭	<b>A</b>		<b>A A</b>	•					

# ○併設施設・サービスについて

	サービスの種類	事業所名	入居者の 事業所の	
併設事業所		••••••		人
<b>万</b> 成乎未历		•••••	•	人
				人
		提供しているサービスに〇をつけてください		
サービス	①食事の提供 、②介	護(入浴、排泄、食事)、③洗濯、掃除等の家事、	4健康管	理